期限付講師等の任用日の空白期間における年金と健康保険の継続に関する項目

臨時的任用職員における社会保険の加入継続取扱いについては、厚生労働省の通知内容及びその取扱いについて、関係者間で検討を行っているところ。

育児短時間勤務を安心して取得しやすい環境整備や周囲の教職員の負担軽減等に関する項目

育児短時間勤務制度は、少子化対策が求められる中、公務においても、長期間にわたる育児と仕事の両立を図るために導入した制度である。

代替措置については、短時間勤務を行う職員の勤務時間と正規の勤務時間との差に相当する非常勤職員等を措置することとしている。

年度途中で育児短時間勤務職員の病休等による代替措置が必要となった場合には、既に正規勤務時間との差に相当する非常勤職員等の措置をしていることから、常勤講師ではなく非常勤講師の措置となる。

育児部分休業を小学校入学以降への拡充に関する項目

育児に関する部分休業の期間は、地方公務員の育児休業等に関する法律において定められており、期間を拡充することは困難。

教職員の健康上の負担軽減に関する項目

光熱水費予算については、従前から学校のご意見も伺いながら、実情・実態に即した配分に努めてきたところ。

厳しい財政状況の中ではあるが、今後とも光熱水費に必要な予算の確保に努めていきたい。

教職員の長時間・過密労働を解消するため、教育委員会と校長の責任で実効ある措置を講じることに関する項目

教員が子どもたちと向き合い、触れ合う時間の確保に向けて、平成20年１月に教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチームを設置し、様々な角度から検討を行い、平成24年度、府教育委員会として検討すべき取り組み内容を「教職員の業務負担軽減に関する報告書」にとりまとめ、プロジェクトチームとしての調査・検討を終えたところ。

今後、この報告書に示されている「今後の取組み」について、教育委員会の関係課が、課題解決に向けた検討を行うとともに、その進捗管理を行っていきたい。なお、具体的な取り組みを進めるにあたり、勤務労働条件に関わる事項について必要に応じて所要の協議を行っていきたい。

２０１５年４月に開校する新校の給食調理業務については他の府立支援学校栄養教諭の過重な負担を招かないよう措置を講ずることに関する項目

教職員配置については、法令に基づき、各学校の学級数等に応じて配置することを基本としているところであり、栄養教諭については、給食を実施する学校に１人配置としている。

なお、平成27年1月1日付けで開設する開校準備室においては、４月からの給食実施に向けた準備をするため、他の支援学校の栄養教諭を兼務することで対応したいと考えていますが、過重な負担にならないように配慮し、必要な措置を講じる予定。

技能員業務を対応している教職員の負担軽減に関する項目

府立学校の技術職員につきましては、校内の環境整備や施設管理などに尽力いただき、本府の教育の推進に貢献していただいていると認識している。

しかしながら、本府の厳しい財政状況のもと、なんとしても財政再建団体転落の危機を克服し、大阪再生のために府政の構造改革を通じて、財政再建への道筋をつけるべく大阪府行財政計画（案）を策定した。

その中で、校務員については、その業務のアウトソーシングを行うことにより、退職あとを補充せず定数の削減を行うとしており、今後とも、一層適正な定数管理に努めていく。

実習教員、寄宿舎指導員、事務職員等の介護休暇・病気休暇等の取得に関する項目

年度途中の異動や病気等による欠員に対する代替措置は、業務に支障が出ないよう、また、各学校の状況等を聞きながら適切に対応していきたい。

寄宿舎指導員への再任用制度の短時間勤務の適用に関する項目

寄宿舎指導員については、４クール体制で交代勤務に対応しているが、短時間勤務を導入すると、ローテーションを組むことが困難となるためフルタイム勤務としているところ。

正規職員が非正規職員に代わることによって生じている正規職員の負担軽減に関する項目

実習教員の退職に伴う人員補充については、学校運営に支障をきたさないよう、適切に対応しているところ。

エスチャレンジに関して、教職員の業務負担等の勤務条件に関する事項に関しては協議を行うことに関する項目

平成２６年度から実施している「エス・チャレンジ」については、学校の状況の把握に努めていきたい。

栄養教諭の病休等の代替者が欠員となる期間に生じる業務負担軽減に関する項目

栄養教諭・栄養職員に代替措置が必要となった場合には、これまでも校長・准校長と協力し、代替職員の確保に努めてきたところ。

各市町村教育委員会に対しても、代替職員の紹介を依頼するなど、あらゆる手法を最大限活用し、すみやかな代替職員の確保に努めていきたい。

なお、栄養教諭の病休や産休等による臨時的任用教職員については、学校教育法上、栄養教諭に準じる職務を行う職の規定がないことから、臨時的任用の臨時技師（栄養士）を配置しているところ。

初任者研修における初任者の負担軽減に関する項目

教職員にとって、研修は、職責遂行に不可欠な要素として考えられており、その職責を遂行するためには、絶えず研究と修養に努める必要がある。このような観点から、任命権者においても、府教育センターで実施する研修の充実を図るなど、可能な限り研修の機会提供に努めているところ。

初任者研修については、教育公務員特例法の定めるところにより、任命権者に研修の実施が義務付けられており、府教育委員会としては、その内容の充実に努めているところ。

府教育センターにおいて行う他の研修も含め、年間実施計画については、事前に各学校に通知し、学校行事等を決定する際に、研修の意義を理解の上、各学校において配慮いただいている。さらに、研修に意欲的に参加しやすい環境づくりについても、各学校において十分配慮いただいているものと承知している。

研修等において受講者が作成することになる学習指導案についても、今年度より「初任者研修の手引」に指導案の例を示し、初任者が取組みやすいよう工夫している。また、「個別の指導計画」の様式を示すとともに、各学校の様式に応じて柔軟に対応している。また、校内研修の報告書についても、学校の実態にあわせた校内研修ができるよう、様式を「校内研修シート」として改善している。

妊娠中の体育実技・児童生徒等介助職務軽減制度の措置時間を大幅延長に関する項目

妊娠中の体育実技担当教員の実技時間の軽減措置については、支援学校に勤務する女子教員の母性保護を図るため、これまでも、その内容については、必要に応じて改善に努めており、１７週間を限度として措置していたものを、平成20年度からは、妊娠判明時から産休に入るまで措置することとしたところ。

また、週当たりの軽減時間数については、原則15時間を限度とし、個別の事情に応じて18時間まで認めていますが、要望の軽減時間の拡充については、極めて厳しい財政状況の下、困難。

臨時的任用職員の任用期間の空白期間に生じる正規職員の業務の負担軽減に関する項目

新規採用者数は、児童・生徒数や教職員の退職者数、再任用職員数、国の定数改善計画等の動向を踏まえつつ、専門性の維持や教育課題への対応に配慮しながら、毎年度決定し、正規教員の確保に努めているところ。

平成25年3月に策定した教職員数管理目標において、新規採用者数を確保しつつ、講師数を増加から減少に転じるよう、今後10年間の教員採用の方針を示したところであり、この管理目標に沿って、正規職員の確保に努めていく。